

## 第 4 期静岡県地域福祉支援計画の策定

(静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課)

## 1 要旨

少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化などから、多様化、複合化した地域の生活課題に対応し、市町の地域福祉計画に基づく地域福祉を一層推進するため、「第 4 期静岡県地域福祉支援計画」を策定する。(公表 令和 3 年 3 月を予定)

## 2 計画の概要

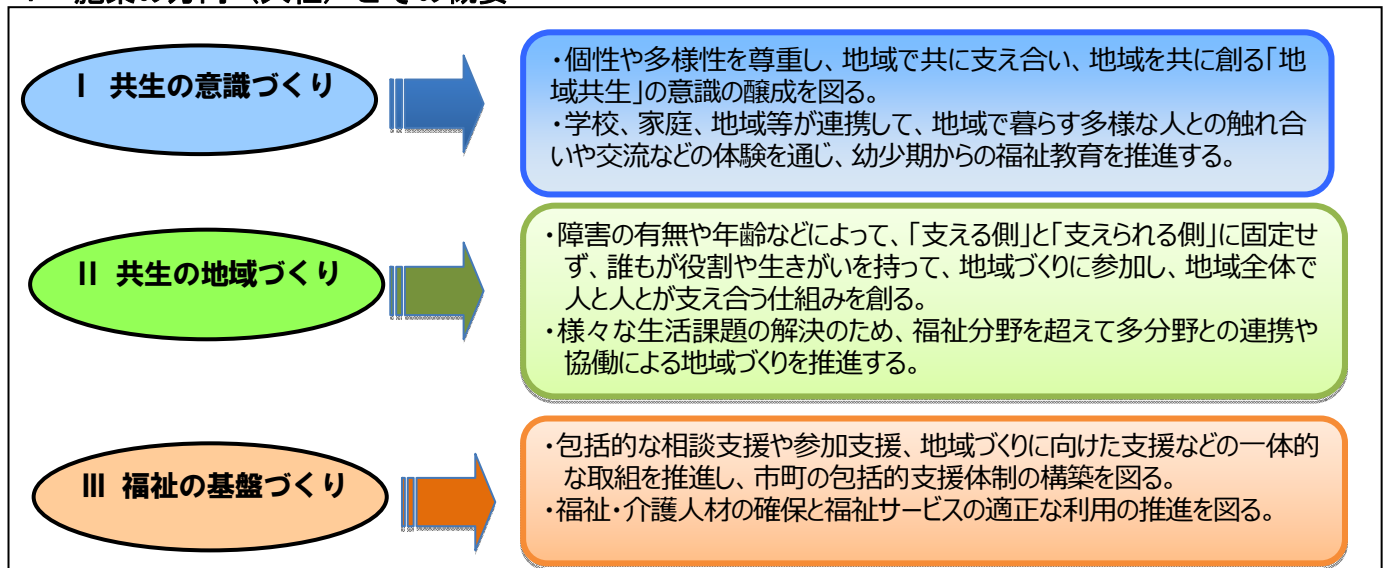
計画の位置付け	市町の地域福祉計画の達成に資するために、広域的見地から、市町の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画(社会福祉法第 108 条)
計画期間	令和 3 年～令和 8 年度 (6 年間) ※ 3 年で中間見直し
基本理念	個性や多様性を尊重し認め合い、一人ひとりが役割や生きがいを持って、地域を共に創る共生の“ふじのくに”づくり
基本目標	一人ひとりが主体的に地域づくりに参画し、人と人、人と社会がつながる孤立しない地域共生社会

## 3 改正のポイント

平成 30 年度及び令和 3 年度施行の改正社会福祉法を踏まえ、高齢者、障害者、児童などの福祉に関し、共通して取り組むべき事項や市町の包括的支援体制構築の支援に係る事項等を盛り込んだ。

- (1) 施策の方向(大柱)を基本目標に合わせ、「I 福祉の人づくり」から「I 共生の意識づくり」に見直した。
- (2) 多様化、複合化する地域の生活課題や法改正等に対応するため、施策の基本方向(中柱)を 3 本新設した。
  - ・新しい生活様式を踏まえた防災・防犯の地域づくりの推進
  - ・包括的な支援体制構築の推進
  - ・権利擁護の推進
- (3) 個別施策の方向(小柱)を 13 本新設、7 本拡充した。
  - ・幼少期からの福祉体験の推進
  - ・分野横断的な包括的相談支援体制構築の支援 など

## 4 施策の方向(大柱)とその概要



## 5 策定経過等

庁内外の組織等から広く意見聴取するとともに、他計画との整合性を図り策定した。

### <策定組織等>

外部組織	策定委員会（4回）	高齢者、障害者、児童等の各分野の有識者や地域福祉の実践者等（17人）
庁内組織	計画策定・推進本部（3回）	本部長：部長、関係局長等（21人）
県民意見	・インターネットモニターアンケート	令和元年11月実施 県民（605人）に対する意識調査
	・地域福祉を考えるブロック会議（県内5地区）	市町行政や市町社協と地域福祉に係る課題や現状に係る意見交換 ※アンケート調査を併せて実施
	・地域懇談会の実施（県内3地区で実施）	各地域におけるNPO法人、ボランティア団体等から意見聴取
	・パブリックコメント	4人（延べ9件）

### <スケジュール>

	静岡県地域福祉支援計画 策定委員会	静岡県地域福祉支援計画 策定・推進本部
8月	8/3 第1回(策定方針等)	
9月	9/4 第2回(骨子案の検討)	9/7 第1回(骨子案の提示)
11月	11/17 第3回(素案の検討)	11/20 第2回(素案の検討)
12月下旬～ R3.1月中旬	パブリックコメント（12/25～1/20）	
2月	2/15 第4回(計画案の提示)	2/24 第3回(計画案の報告)
3月	計 画 公 表	

## 6 策定後の計画の進捗管理

計画の進捗管理に当たっては、策定後も本計画について、調査、分析及び評価を行うよう努め、必要に応じて、本計画を見直します。

### (1) 数値目標等の管理

毎年、数値目標等を基準に施策の成果や進捗状況を管理し、県ホームページに公表します。

関連する各個別計画で定めた数値目標の達成や施策の推進については、それぞれの計画で推進することを基本とし、毎年、進捗状況調査等において数値目標の内容に変更があったときはこれを見直します。

### (2) 市町行政及び市町社会福祉協議会等への周知

毎年実施している地域福祉を考えるブロック会議において、本計画の施策の方向性等について説明し、周知します。その他、関係機関、団体等に対しても研修等の機会を通じて周知を図ります。

### (3) 中間見直しの実施

3年で中間見直しを行い、実施状況の評価や法改正等により、計画内容の変更等が生じた場合には改定します。